

「土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しその他法の運用に関し必要な事項について（第１次報告）（案）」に
提出された御意見とそれに対する考え方について

意見の概要	件数	意見に対する考え方
本件報告案 V1 .(4) について、掘削後 1 回目の測定結果が現行基準に不適合かつ新基準に適合であったが、その後の測定において新基準にも不適合な結果が生じた場合は、どうなるのか？ 新基準にも不適合な測定結果が明らかになっている以上、人の健康被害防止の見地から、当該新基準にも不適合な測定結果から 2 年間継続して新基準に適合しなければならないこととするべきである。	1	貴見のとおり、汚染の除去等の措置実施後の地下水の水質の測定においては、新地下水基準（0.1mg/L 以下）が 2 年間継続したことを確認した後、措置完了とすることが適当と考えています。